



鳥取県公報

平成 25 年 7 月 2 日 (火)
号外第 75 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県税条例の一部を改正する条例 (41) (税務課) 5
	とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例の一部を改正する 条例 (42) (水・大気環境課) 16
	鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例 (43) (循環型社会推進課) 17
	鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (44) (くらしの安心推進課) 18
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (45) (住宅政策課) 22
	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例 (46) (立地戦略課) 23
	鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (47) (教育委員会事務局スポーツ健康教育課) 24
	鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (48) (経営企画課) 25
	鳥取県職員の共済制度に関する条例を廃止する条例 (49) (福利厚生課) 26

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県税条例の一部改正について

1 条例の改正理由

次の事項を主な内容とする地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

- (1) 延滞金の割合の見直し
- (2) 個人県民税における住宅借入金等特別税額控除の拡充
- (3) 金融・証券税制の見直し

2 条例の概要

- (1) 延滞金の割合の特例を次のとおり見直す。

	現行	改正後
ア イ及びウに掲げる場合以外の延滞金	延滞金の割合の特例なし（年14.6パーセント）	貸出約定平均金利に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合
イ 納期限後1月以内	商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合	特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合
ウ 徴収の猶予等の場合	商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合	特例基準割合

- (2) 個人県民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を居住年が平成29年（現行 平成25年）であるものまで延長するとともに、平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供した場合の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の2.8パーセント（上限 54,600円）（現行 2パーセント（上限 39,000円））に引き上げる。
- (3) 個人県民税の寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に復興特別所得税率を乗じて得た率を加算する。
- (4) 配当割及び株式等譲渡所得割の税率を5パーセントから3パーセントに軽減する特例措置を廃止する。
- (5) 上場株式等の配当等及び譲渡所得等について所得割の課税対象とする旨の申告をした場合の税率は、2パーセント（現行 1.2パーセント）とする。
- (6) 特定公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外した上、配当割の課税対象とする。
- (7) 源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等については、株式等譲渡所得割の課税対象とする。
- (8) 割引債の償還金（特定口座において支払われるものを除く。）については、その割引債の償還の際、その償還金に係る差益金額に対して配当割を課税する。
- (9) 利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人を除外し、利子等の支払を受ける個人に限定する。
- (10) 次に掲げる事項について所得割の課税対象とする旨の申告をした場合の税率は、2パーセントとする。
 - ア 一定の特定公社債等の利子等
 - イ 源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡所得等
 - ウ 一般公社債等の譲渡所得等
- (11) その他所要の規定の整備を行う。
- (12) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成26年1月1日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日とする。
 - (ア) (2)に関する事項 平成27年1月1日
 - (イ) (6)から(9)までに関する事項 平成28年1月1日
 - (ウ) (10)に関する事項 平成29年1月1日

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

伯耆町において地下水資源の保護等を目的とし、地下水の採取を規制する条例が制定されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 地下水の採取の規制に係る第2章から第5章までの規定の適用を除外する区域に伯耆町の区域を加える。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 知事は、伯耆町長から求められたときは、井戸により地下水を採取している者に関する情報を提供するものとする。

ウ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

市町村が条例を制定した場合に生じる県条例との二重適用の問題に適切に対応するため、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 条例の適用を除外する区域は、空き缶等の投棄の禁止について定める条例を制定した市町村として規則で定めるものの区域とする。

(2) 市町村長は、(1)の条例を制定し、又は改廃したときは、遅滞なく、知事に報告するものとする。

(3) 施行期日は、公布日とする。

(4) 所要の経過措置を定める。

◇鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正

ア 知事は、引き取った犬、猫等のうち飼育に適したものを譲渡しようとするときは、その犬、猫等に関する情報を公示してその飼育を希望する者を募集するものとする。

イ 動物愛護管理員の権限に第2種動物取扱業者の事業所等への立入調査権限を加える。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正

「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」に改める等の所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成25年9月1日とする。

イ 職員の特殊勤務手当に関する条例について、(1)に伴う所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

丸山団地を八頭町へ無償譲渡することに伴い、当該団地を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり、県営住宅を廃止する。

名称	位置	廃止理由
丸山団地	八頭郡八頭町船岡	八頭町に無償譲渡

- (2) 施行期日は、平成25年8月1日とする。

◇鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

最近の円安等の経済情勢を踏まえ、県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内経済の活性化に資するため、企業立地事業補助金の加算の対象に海外の工場等を移転する場合を加える。

2 条例の概要

- (1) 海外の工場等を移転する場合の、企業立地事業補助金の額については、投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（限度額 10億円）を加算する。
- (2) 施行期日等
- ア 施行期日は、公布日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県営米子屋内プールを米子市営東山水泳場と交換して米子市に移管する。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県営米子屋内プールを廃止する。
- (2) 施行期日等
- ア 施行期日は、公布日とするイを除き、規則で定める日とする。
- イ 鳥取県営米子屋内プールを廃止するまでの間の当該施設の指定管理者の候補者は、公募によらず選定する。

◇鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

太陽光を利用して電力を供給する発電施設として新たにF A Z倉庫太陽光発電所及び企業局東部事務所太陽光発電所を設ける。

2 条例の概要

- (1) 新たに設ける発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。

施設の名称	最大出力	電力供給方法
F A Z倉庫太陽光発電所	500キロワット	卸売
企業局東部事務所太陽光発電所	120キロワット	卸売

- (2) 施行期日は、規則で定める日とする。

◇鳥取県職員の共済制度に関する条例を廃止する条例

1 条例の廃止理由

県職員の互助会が、自主的・自律的に運営を行う一般財団法人となり、条例により規律する必要がなくなったため廃止する。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県職員の共済制度に関する条例は、廃止する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第41号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>（納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">(3) 法人 の事業税</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">オ 法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項又は第72条の29第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の規定による申告納付に係る税額</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2～5 略</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第10条 当分の間、各年の特例基準割合（<u>当該年の前</u></p>	略			(3) 法人 の事業税	略	略		オ 法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項又は第72条の29第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の規定による申告納付に係る税額	略	略			<p>（納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">(3) 法人 の事業税</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">オ 法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の規定による申告納付に係る税額</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2～5 略</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第10条 当分の間、<u>前条第1項及び第2項に規定する</u></p>	略			(3) 法人 の事業税	略	略		オ 法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の規定による申告納付に係る税額	略	略		
略																									
(3) 法人 の事業税	略	略																							
	オ 法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項又は第72条の29第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の規定による申告納付に係る税額	略																							
略																									
略																									
(3) 法人 の事業税	略	略																							
	オ 法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の規定による申告納付に係る税額	略																							
略																									

年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中の延滞金に係る次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

前条第1項	年14.6パーセントの割合	次条に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合
前条第2項	年14.6パーセント 年7.3パーセント)の割合	次条に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合 当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントを超えるときは、年7.3パーセントを超えるとき

は、年7.3パーセントの割合)

(所得割の課税標準)

第22条 略

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額とは、法第32条第2項から第15項まで及び同条第16項の施行令の規定によって算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

(住宅借入金等特別控除)

第24条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第1項に規定する道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(寄附金税額控除)

第24条の4 所得割の納税義務者が、前年中に法第37条の2第1項各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあつては、当該100分の4に相当する金額に同条第2項（法附則第5条の5第1項又は附則第5条の6第1項において読み替えて適用する

(所得割の課税標準)

第22条 略

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額とは、法第32条第2項の規定によって算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

(住宅借入金等特別控除)

第24条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第1項の規定による金額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項の規定による金額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(寄附金税額控除)

第24条の4 所得割の納税義務者が、前年中に法第37条の2第1項各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあつては、当該100分の4に相当する金額に同条第2項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）

場合を含む。)に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第24条及び第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 略

(株式等に係る配当所得等に対する所得割の税率)

第26条 租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得について法附則第33条の2第1項の規定の適用がある場合には、当該配当所得に対する所得割の額は、第24条の規定にかかわらず、同項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額に100分の2を乗じて得た金額とする。

2 租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等について法附則第35条の2第1項の規定の適用がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等に対する所得割の額は、第24条の規定にかかわらず、同項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額に100分の2を乗じて得た金額とする。

第53条の4 削除

第53条の12 削除

をその者の第24条及び第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 略

第26条 削除

(配当割の税率の特例)

第53条の4 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等(租税特別措置法第4条の2第9項又は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る配当割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき法附則第33条の2第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する所得割の額は、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2に相当する額とする。

(株式等譲渡所得割の税率の特例)

第53条の12 平成21年1月1日から平成25年12月31日

	<p>までの間に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、法附則第35条の2第1項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号。以下この項において「改正法」という。）附則第3条第22項の施行令で定めるところにより計算した金額に対して課する所得割の額は、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（改正法附則第3条第19項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。）の100分の1.2に相当する金額とする。</p>
--	--

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事権限の委任)</p> <p>第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和29年鳥取県条例第27号）に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する県税事務所長に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第58条第4項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に有する法人の法人税額又は個別帰属法人税額（第20条第13号に規定する個別帰属法人税額をいう。第9条において同じ。）の分割の基準となる従業者数の修正の請求に関する事項</p> <p>(3) 略</p>	<p>(知事権限の委任)</p> <p>第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和29年鳥取県条例第27号）に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する県税事務所長に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第58条第4項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に有する法人の法人税額又は個別帰属法人税額（第20条第12号に規定する個別帰属法人税額をいう。第9条において同じ。）の分割の基準となる従業者数の修正の請求に関する事項</p> <p>(3) <u>法第65条の2の規定による控除した利子割額に相当する金額の請求等に関する事項</u></p> <p>(4) 略</p>

- (4) 略
 - (5) 略
 - (6) 略
 - (7) 略
 - (8) 略
- 2～4 略

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を所管する県税事務所において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
利子等（第20条第7号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（ <u>第20条第15号</u> に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するものうち主たるものの所在地
略	
特定株式等譲渡所得金額（ <u>第20条第10号</u> に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税	県庁の所在地
略	

2 略

(用語)

第20条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)～(8) 略
- (9) 特定株式等譲渡対価等 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡対価等をいう。
- (10) 特定株式等譲渡所得金額 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略

(県民税の納税義務者等)

第21条 県民税は、次の表の左欄に掲げる者に対し

- (5) 略
 - (6) 略
 - (7) 略
 - (8) 略
 - (9) 略
- 2～4 略

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を所管する県税事務所において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
利子等（第20条第7号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（ <u>第20条第14号</u> に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するものうち主たるものの所在地
略	
特定株式等譲渡所得金額（ <u>第20条第9号</u> に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税	県庁の所在地
略	

2 略

(用語)

第20条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)～(8) 略
- (9) 特定株式等譲渡所得金額 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略

(県民税の納税義務者等)

第21条 県民税は、次の表の左欄に掲げる者に対し

て、それぞれ同表の右欄に定める額によって課する。

略	
(5) 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける <u>個人</u>	略
略	
(7) <u>特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人</u> で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの	略

2～7 略

(株式等に係る配当所得等に対する所得割の税率)

第26条 租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得について法附則第33条の2第1項の規定の適用がある場合には、当該利子所得及び配当所得に対する所得割の額は、第24条の規定にかかわらず、同項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額に100分の2を乗じて得た金額とする。

2 租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等について法附則第35条の2第1項の規定の適用がある場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等に対する所得割の額は、第24条の規定にかかわらず、同項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額に100分の2を乗じて得た金額とする。

3 租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等について法附則第35条の2の2第1項の規定の適用がある場合には、当該上場

て、それぞれ同表の右欄に定める額によって課する。

略	
(5) 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける <u>者</u>	略
略	
(7) <u>法第24条第1項第7号に規定する選択口座</u> （以下この節において「 <u>選択口座</u> 」という。）に係る同号に規定する <u>特定口座内保管上場株式等</u> （以下この節において「 <u>特定口座内保管上場株式等</u> 」という。）の同号に規定する <u>譲渡</u> （以下この節において「 <u>譲渡</u> 」という。）の対価又は当該 <u>選択口座</u> において処理された同号に規定する <u>上場株式等</u> （以下この節において「 <u>上場株式等</u> 」という。）の同号に規定する <u>信用取引等</u> （以下この節において「 <u>信用取引等</u> 」という。）に係る同号に規定する <u>差金決済</u> （以下この節において「 <u>差金決済</u> 」という。）に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの	略

2～7 略

(株式等に係る配当所得等に対する所得割の税率)

第26条 租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得について法附則第33条の2第1項の規定の適用がある場合には、当該配当所得に対する所得割の額は、第24条の規定にかかわらず、同項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額に100分の2を乗じて得た金額とする。

2 租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等について法附則第35条の2第1項の規定の適用がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等に対する所得割の額は、第24条の規定にかかわらず、同項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額に100分の2を乗じて得た金額とする。

株式等に係る譲渡所得等に対する所得割の額は、第24条の規定にかかわらず、同項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に100分の2を乗じて得た金額とする。

(配当割の特別徴収義務者)

第53条の6 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が法第71条の29に規定する国外特定配当等（次条において「国外特定配当等」という。）、 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」という。）又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次条において「償還金に係る差益金額」という。）である場合にあつては、その支払を取り扱う者）とする。

(配当割の申告納入)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、法第71条の31第2項の総務省令で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。この場合において、知事に提出すべき納入申告書には、同項の総務省令で定める計算書を添付しなければならない。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る特別徴収の特例)

第53条の7の2 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座が開設されている第53条の6の特別徴収義務者が、法附則第35条の2の5第1項の規定の適用を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等につき、前条の規定に基づき配当割を徴収する場合における第21条第1項第6号、第53条の6及び前条の規定の適用については、第21条第1項第6号及び第53条の6の規定中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」と、前条

(配当割の特別徴収義務者)

第53条の6 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が法第71条の29に規定する国外特定配当等（次条において「国外特定配当等」という。）又 は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」という。）である場合にあつては、その支払を取り扱う者）とする。

(配当割の申告納入)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等又は上場株式等の配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等又は上場株式等の配当等の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、法第71条の31第2項の総務省令で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。この場合において、知事に提出すべき納入申告書には、同項の総務省令で定める計算書を添付しなければならない。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び特別徴収等の特例)

第53条の7の2 所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、法附則第35条の2の5第1項の施行令で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

中「属する月の翌月10日」とあるのは「属する年の翌年の1月10日（法附則第35条の2の5第2項の規定により読み替えて適用する法第71条の31第2項の施行令で定める場合にあつては、当該施行令で定める日）」とする。

2 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下この条において「源泉徴収選択口座」という。）が開設されている第53条の6の特別徴収義務者が、源泉徴収選択口座内配当等につき、前条の規定に基づき配当割を徴収する場合における第21条第1項第6号、第53条の6及び前条の規定の適用については、第21条第1項第6号及び第53条の6の規定中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」と、前条中「属する月の翌月10日」とあるのは「属する年の翌年の1月10日（法附則第35条の2の5第2項の規定により読み替えて適用する法第71条の31第2項の施行令で定める場合にあつては、当該施行令で定める日）」とする。

3 前項の特別徴収義務者が配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座につき次の各号に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき配当割の額は、法附則第35条の2第3項の施行令で定めるところにより、その年中に交付をした源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から当該各号に掲げる金額の合計額を控除した残額を当該源泉徴収選択口座内配当等に係る特定配当等の額とみなして第53条の3の規定を適用して計算した金額とする。

(1) その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る法附則第35条の2の4第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として法附則第35条の2の5第3項第1号の施行令で定める金額

(2) その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された差金決済に係る信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき法附則第35条の2の4第2項の規定により計算された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額

	<p>の計算上生じた損失の金額として法附則第35条の2の5第3項第2号の施行令で定める金額</p> <p>4 <u>前項の場合において、当該配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について、その年中に同項の特別徴収義務者が当該源泉徴収選択口座内配当等の交付の際に第53条の7の規定により既に徴収した配当割の額が前項の規定を適用して計算した配当割の額を超えるときは、当該特別徴収義務者は、当該納税義務者に対し、当該超える部分の金額に相当する配当割を還付しなければならない。</u></p>
<p>(株式等譲渡所得割の課税標準)</p> <p>第53条の10 略</p>	<p>(株式等譲渡所得割の課税標準)</p> <p>第53条の10 略</p> <p>2 <u>前項の特定株式等譲渡所得金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定する。</u></p>
<p>(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者)</p> <p>第53条の14 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、<u>法第23条第1項第16号に規定する</u>選択口座が開設されている法第71条の51第1項に規定する金融商品取引業者等で<u>特定株式等譲渡対価等の</u>支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該<u>特定株式等譲渡対価等の</u>支払をするものとする。</p>	<p>(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者)</p> <p>第53条の14 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、<u>選択口座が開設されている法第71条の51第1項に規定する金融商品取引業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の</u>支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該<u>差金決済に係る差益に相当する金額の</u>支払をするものとする。</p>
<p>(株式等譲渡所得割の申告納入)</p> <p>第53条の15 前条の特別徴収義務者は、<u>特定株式等譲渡対価等の</u>支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年の1月10日（法第71条の51第2項の施行令で定める場合にあつては、同項の施行令で定める日）までに、同項の総務省令で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。この場合において、知事に提出すべき納入申告書には、同項の総務省令で定める計算書を添付しなければならない。</p>	<p>(株式等譲渡所得割の申告納入)</p> <p>第53条の15 前条の特別徴収義務者は、<u>当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益（以下この項において「当該譲渡の対価等」という。）に相当する金額の</u>支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年の1月10日（法第71条の51第2項の施行令で定める場合にあつては、同項の施行令で定める日）までに、同項の総務省令で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。この場合において、知事に提</p>

	出すべき納入申告書には、同項の総務省令で定める 計算書を添付しなければならない。
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中鳥取県税条例第24条の3第2項の改正規定 平成27年1月1日

(2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条第1項から第3項までの規定 平成28年1月1日

(3) 第2条中鳥取県税条例第26条の改正規定及び附則第4条第4項の規定 平成29年1月1日
(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)第10条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(県民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成25年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 平成26年度分の個人の県民税に対する新条例第26条の規定の適用については、同条中「100分の2」とあるのは、「100分の1.2」とする。

3 第1条の規定による改正前の鳥取県税条例(以下「旧条例」という。)第53条の4第1項の規定は、平成25年12月31日以前に支払を受けるべき旧条例第20条第8号に規定する特定配当等については、なおその効力を有する。

4 旧条例第53条の12第1項の規定は、平成25年12月31日以前に行われた同項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた旧条例第20条第9号に規定する特定株式等譲渡所得金額については、なおその効力を有する。

第4条 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例(以下「28年新条例」という。)の規定中28年新条例第20条第7号に規定する利子等に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき同号に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき第2条の規定による改正前の鳥取県税条例(以下「28年旧条例」という。)第20条第7号に規定する利子等については、なお従前の例による。

2 28年新条例の規定中28年新条例第20条第8号に規定する特定配当等に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき同号に規定する特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき28年旧条例第20条第8号に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

3 28年新条例の規定中28年新条例第20条第10号に規定する特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に行われる地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第16号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、同日前に行われた28年旧条例第21条第1項の表(7)に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

4 28年新条例第26条の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第42号

とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例の一部を改正する条例

とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例（平成24年鳥取県条例第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(適用除外) 第27条 略 2 八頭郡智頭町、西伯郡大山町及び伯耆町並びに日野郡の区域において行う地下水の採取については、第2章から第5章までの規定は、適用しない。	(適用除外) 第27条 略 2 八頭郡智頭町、西伯郡大山町及び日野郡の町の区域において行う地下水の採取については、第2章から第5章までの規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(情報の提供)

2 知事は、伯耆町長から求められたときは、平成25年7月1日に西伯郡伯耆町の区域において井戸により地下水を採取している者に関する情報を提供するものとする。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前に西伯郡伯耆町の区域においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第43号

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外等)</p> <p>第13条 この条例の規定は、<u>空き缶等の投棄の禁止について定める条例を制定した市町村として規則で定めるものの区域については、適用しない。</u></p> <p>2 <u>市町村長は、前項の条例を制定し、又は改廃したときは、遅滞なく、知事に報告するものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規則で定める区域において当該規則の施行前にした行為については、同項の規定にかかわらず、第15条の規定を適用する。</u></p>	<p>(適用除外)</p> <p>第13条 この条例の規定は、<u>別表に定める区域については、適用しない。</u></p> <p><u>別表（第13条関係）</u></p> <p><u>鳥取市</u></p> <p><u>米子市</u></p> <p><u>倉吉市</u></p> <p><u>岩美郡岩美町</u></p> <p><u>八頭郡八頭町</u></p> <p><u>東伯郡湯梨浜町</u></p> <p><u>東伯郡琴浦町</u></p> <p><u>日野郡日野町</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥取県環境美化の促進に関する条例別表に定める区域については、改正後の鳥取県環境美化の促進に関する条例第13条第3項の規定は、適用しない。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第44号

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 動物 人が飼育(保管を含む。以下同じ。)する動物で、<u>哺乳類</u>、鳥類及び<u>爬虫類</u>に属するものその他規則で定めるものをいう。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(猫の飼い主の遵守事項)</p> <p>第10条 <u>猫</u>の飼い主は、その飼育する<u>猫</u>について、第7条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(収容の公示等)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>2 知事は、法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により犬又は猫を引き取ったとき、及び法第36条第2項の規定により犬、猫等又は犬、猫等の死体を収容したときは、規則で定めるところにより、その種類、引取り又は収容の日時及び場所その他必要な事項を3日間公示するものとする。</u></p> <p><u>3 飼い主は、第1項に規定する通知を受けた場合にあっては当該通知が到達した日の翌日までに、同項又は前項に規定する公示があった場合にあっては当該公示の終了する日の翌日までにその犬、猫等又は犬、猫等の死体を引き取らなければならない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 動物 人が飼育(保管を含む。以下同じ。)する動物で、<u>ほ乳類</u>、鳥類及び<u>は虫類</u>に属するものその他規則で定めるものをいう。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p><u>(6) 動物取扱業 法第10条第1項に規定する動物取扱業をいう。</u></p> <p>(ねこの飼い主の遵守事項)</p> <p>第10条 <u>ねこ</u>の飼い主は、その飼育する<u>ねこ</u>について、第7条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(収容の公示等)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>2 飼い主は、前項に規定する通知を受けた場合にあっては当該通知が到達した後1日以内に、同項に規定する公示があった場合にあっては当該公示期間満了後1日以内にその野犬等を引き取らなければならない。</u></p> <p><u>3 知事は、飼い主が前項の期間内にその野犬等を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、飼い主からやむを得ない理由により同項の</u></p>

(犬、猫等の譲渡等)

第13条 知事は、法第35条第1項本文の規定により犬又は猫を引き取ったとき、及び飼い主が前条第3項の期間内に犬、猫等又は犬、猫等の死体を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、飼い主からやむを得ない理由により同項の期間内に引き取るができない旨及び相当の期間内に引き取る旨の申出があったときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

2 知事は、前項の規定により飼育に適する犬、猫等を処分するときは、規則で定めるところにより、当該犬、猫等に関する情報を公示して、その飼育を希望する者（これらを適正に飼育できると認められる者に譲渡することを目的として飼育する者として適当であると知事が認めるものを含む。）を募集するものとする。

3 知事は、前項の募集に応じて申し出た者がその犬、猫等を適正に飼育できると認めるときは、その者に当該犬、猫等を譲渡するものとする。

(動物愛護管理員及び動物愛護技術員)

第20条 知事は、法第24条第1項（法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）又は第33条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 略

(手数料)

第21条 第12条第3項の規定により犬、猫等又は犬、猫等の死体を引き取る者に対しては、1頭、1匹又は1羽につき3,000円に当該犬、猫等又は犬、猫等の死体を保管した日数を300円に乗じて得た額を加算した額の手数料を徴収する。

期間内に引き取るができない旨及び相当の期間内に引き取る旨の申出があったときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

4 前3項の規定（飼い主の判明していない野犬等に係る部分に限る。）は、知事が、法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により犬又はねこを引き取った場合及び法第36条第2項の規定により犬、ねこ等又は犬、ねこ等の死体を収容した場合について準用する。

(犬、ねこ等の譲渡)

第13条 知事は、法第35条第1項の規定により引き取った犬若しくはねこ又は前条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する期間が経過してなお引き取られない犬、ねこ等をその飼育を希望する者（これらを適正に飼育できると認められる者に譲渡することを目的として飼育する者として適当であると知事が認めるものを含む。）で適正に飼育できると認めるものに譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡を求める者は、その旨を知事に申し出なければならない。

(動物愛護管理員及び動物愛護技術員)

第20条 知事は、法第24条第1項又は第33条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 略

(手数料)

第21条 法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくはねこ、法第36条第2項の規定により収容された犬、ねこ等若しくは犬、ねこ等の死体又は第11条第1項の規定により収容された野犬等（以下この条において「収容犬

	<p>等」という。)の返還を求める者に対しては、当該返還の申請の際、1頭、1匹又は1羽につき3,000円に当該返還の申請に係る収容犬等を保管した日数を300円に乗じて得た額を加算した額の手数料を徴収する。</p>
--	--

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(111) 略</p> <p>(111の2) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。)第10条第1項の規定に基づく<u>第1種動物取扱業</u>の登録 1件につき15,000円</p> <p>(111の3) 動物愛護法第13条第1項の規定に基づく<u>第1種動物取扱業</u>の登録の更新 1件につき12,000円</p> <p>(111の4)～(111の6) 略</p> <p>(111の7) 動物愛護法<u>第35条第1項本文</u>の規定に基づく所有者からの犬又は猫の引取り 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 生後91日以上<u>の犬又は猫</u> 1頭又は1匹につき2,000円</p> <p>イ 生後90日以下<u>の犬又は猫</u> 1頭又は1匹につき400円</p> <p>(111の8)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(111) 略</p> <p>(111の2) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。)第10条第1項の規定に基づく<u>動物取扱業</u>の登録 1件につき15,000円</p> <p>(111の3) 動物愛護法第13条第1項の規定に基づく<u>動物取扱業</u>の登録の更新 1件につき12,000円</p> <p>(111の4)～(111の6) 略</p> <p>(111の7) 動物愛護法第35条第1項前段の規定に基づく所有者から求められた犬又はねこの引取り 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 生後91日以上<u>の犬又はねこ</u> 1頭又は1匹につき2,000円</p> <p>イ 生後90日以下<u>の犬又はねこ</u> 1頭又は1匹につき400円</p> <p>(111の8)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第16条 狂犬病予防等業務手当は、総合事務所又は生</p>	<p>(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第16条 狂犬病予防等業務手当は、総合事務所又は生</p>

<p>活環境事務所に勤務する職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業務に係る手当は、支給しない。</p> <p>(1) <u>狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条若しくは第18条の規定に基づく犬の捕獲業務、同法第13条の規定に基づく犬の検診若しくは予防注射の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第48号。次号において「動物愛護条例」という。)</u>第11条第1項の規定に基づく犬の収容業務</p> <p>(2) <u>狂犬病予防法第6条第9項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)</u>若しくは第14条第1項の規定に基づく犬の殺処分業務又は動物愛護条例第13条第1項の規定に基づく犬、猫その他人事委員会が認める動物の殺処分業務</p> <p>2 略</p>	<p>活環境事務所に勤務する職員が<u>狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下この条において「法」という。)</u>の規定に基づく狂犬病の予防注射、犬の検診若しくは捕獲等の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第48号。以下この条において「動物愛護条例」という。)の規定に基づく野犬等の収容等の業務で次に掲げるものに従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業務に係る手当は、支給しない。</p> <p>(1) <u>法第6条第2項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく犬の捕獲業務若しくは法第13条の規定に基づく犬の検診若しくは狂犬病の予防注射業務又は動物愛護条例第11条第1項の規定による野犬等の収容業務</p> <p>(2) <u>法第6条第9項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)</u>若しくは第14条第1項の規定に基づく犬の殺処分業務又は動物愛護条例第12条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による野犬等(同条第4項において準用する場合にあっては、犬、ねこそ他人事委員会が認める動物)の殺処分業務</p> <p>2 略</p>
--	---

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第45号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条の2関係）		別表第1（第2条の2関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
略		略	
船岡団地	八頭郡八頭町船岡	船岡団地	八頭郡八頭町船岡
略		<u>丸山団地</u>	
略		略	
別表第2（第26条関係）		別表第2（第26条関係）	
名 称	管理を行わせる者	名 称	管理を行わせる者
略		略	
士師百井団地 宮岡団地 船岡 団地 隼団地 北山団地 中南 団地 八東第2団地	八頭町	士師百井団地 宮岡団地 船岡 団地 <u>丸山団地</u> 隼団地 北山 団地 中南団地 八東第2団地	八頭町
略		略	

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第46号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
略		略	
4 大規模な災害が発生した地域又は大規模な災害の発生が懸念される地域に工場等を有する者が行う事業であって、知事が要綱で定めるもの	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）	4 大規模な災害が発生した地域又は大規模な災害の発生が懸念される地域に工場等を有する者が行う事業であって、知事が要綱で定めるもの	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）
5 海外の工場等の全部又は一部の移転に伴う事業であって、知事が特に認めるもの	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第47号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(設置)</p> <p>第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県営社会体育施設（以下「社会体育施設」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県立武道館</td> <td>米子市</td> </tr> <tr> <td>鳥取県営鳥取屋内プール</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr> <td>鳥取県営ライフル射撃場</td> <td>西伯郡南部町</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥取県立武道館	米子市	鳥取県営鳥取屋内プール	鳥取市	鳥取県営ライフル射撃場	西伯郡南部町	<p>(設置)</p> <p>第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県営社会体育施設（以下「社会体育施設」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県立武道館</td> <td>米子市</td> </tr> <tr> <td>鳥取県営鳥取屋内プール</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>鳥取県営米子屋内プール</td> <td>米子市</td> </tr> <tr> <td>鳥取県営ライフル射撃場</td> <td>西伯郡南部町</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥取県立武道館	米子市	鳥取県営鳥取屋内プール	鳥取市	鳥取県営米子屋内プール	米子市	鳥取県営ライフル射撃場	西伯郡南部町
名称	位置																		
鳥取県立武道館	米子市																		
鳥取県営鳥取屋内プール	鳥取市																		
鳥取県営ライフル射撃場	西伯郡南部町																		
名称	位置																		
鳥取県立武道館	米子市																		
鳥取県営鳥取屋内プール	鳥取市																		
鳥取県営米子屋内プール	米子市																		
鳥取県営ライフル射撃場	西伯郡南部町																		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日まで鳥取県営米子屋内プールの鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う者については、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第4条第1項及び第5条の規定によらず、教育委員会がその候補者を選定するものとする。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第48号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(経営の基本) 第4条 略 2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。			(経営の基本) 第4条 略 2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。		
施設の名称	最大出力	電力供給方法	施設の名称	最大出力	電力供給方法
略		卸売	略		卸売
企業局西部事務所太陽光発電所	200キロワット		企業局西部事務所太陽光発電所	200キロワット	
F A Z 倉庫太陽光発電所	500キロワット				
企業局東部事務所太陽光発電所	120キロワット				

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県職員の共済制度に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成25年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第49号

鳥取県職員の共済制度に関する条例を廃止する条例

鳥取県職員の共済制度に関する条例（昭和36年鳥取県条例第24号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。